

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成18年7月19日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：1件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	3号機	排風機建屋の放射線管理区域内にて、点検作業を行った協力企業社員が、着用して入域すべき警報付個人線量計を誤って未着用のまま入域していたことが認められたため、注意を喚起及び対応を検討	A	7月19日公表済 (PDF16kB)

その他：19件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	廃棄物処理建屋床ドレンサンプ（A）において、ポンプ（A）及び（B）の出口逆止弁（V-2001-30・5014）に、動作不良が認められたため、当該弁を点検・修理	D	
2	1号機	廃棄物処理建屋床ドレンサンプ（B）において、ポンプ（B）の出口逆止弁（V-2001-5016）に、動作不良が認められたため、当該弁を点検・修理	D	
3	1号機	構内火災報知監視システムのモニタ用パソコンにおいて、映像不良が認められたため、当該モニタ装置を点検・修理	D	
4	2号機	廃棄物処理系廃液スラッジ貯蔵タンク入口弁（AO-20-100-2）点検時、駆動部上部ブッシュ部よりエアリークが認められたため、当該部を点検・修理	D	
5	2号機	廃棄物処理系デカントポンプ用吸水ポンプのシール水止弁（AO-20-100-133）点検時、駆動部下部ブッシュ部よりエアリークが認められたため、当該部を点検・修理	D	
6	2号機	廃棄物処理系廃液スラッジ類排出ポンプ（B）入口弁（AO-R19-F157B）点検時、駆動空気用電磁弁2次側銅管継ぎ手リングに割れが認められたため、当該リングを交換	D	
7	2号機	廃棄物処理系廃液スラッジ類排出ポンプ（B）入口配管洗浄水入口弁（AO-R19-F409B）点検時、駆動部上部ブッシュ部よりエアリークが認められたため、当該部を点検・修理	D	
8	2号機	廃棄物処理系廃液サンプルタンク入口弁（AO-R18-AF135）点検時、駆動部ベント孔よりエアリークが認められたため、当該部を修理	D	
9	2号機	廃棄物処理系廃液サンプルタンク入口弁（AO-R18-AF135）の点検時、フレキシブル電線管に破損が認められたため、当該部を修理	D	
10	3号機	タービン建屋換気空調系冷却装置（ACH3-8）の試運転時、圧縮機（B）吐出圧力指示計の指示不良（指針固着）が認められたため、当該計器を修理	D	
11	4号機	硫酸第一鉄注入ポンプ吸込圧力計において、指示不良（ドリフト）が認められたため、当該計器を点検・校正	D	
12	6号機	原子炉建屋オイルサンプ（B）の吐出流量積算計（FQ-27-170・10B）において、動作不良が認められたため、当該積算計を点検・修理	D	
13	集中環境施設	高温焼却炉二重円筒部の点検時、旧仮設温度計取外し部閉止補修箇所（2箇所中1箇所）に冷却水のにじみ痕が認められたため、当該部を修理	D	

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
14	集中環境施設	高温焼却設備裁断機の点検時、裁断機カップリングカバーに割れが認められたため、当該カバーを交換	D	
15	集中環境施設	高温焼却炉主燃焼室の点検時、上部ベルフレームに破孔（4.5 m × 2.5 mm）が認められたため、当該部を修理	C	
16	集中環境施設	高温焼却炉主燃焼室の点検時、パイロットバーナフードに損傷が認められたため、パイロットバーナフードを交換	D	
17	集中環境施設	高温焼却炉主燃焼室の点検時、下部ベルフレームの溶接箇所割れが認められたため、当該部を修理	C	
18	集中環境施設	高温焼却設備混合機（A）・抜き出し装置の点検時、スクリー部溶接箇所周辺の浸透探傷検査時に割れ等の指示模様が認められたため、当該部を修理	D	
19	集中環境施設	廃棄物処理エリア換気空調系外気処理装置において、装置内に雨水流入による水溜まりが認められたため、当該部を点検・修理	D	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 計画外の原子炉停止</li> <li>・ 発電所外への放射性物質の漏えい</li> <li>・ 非常用炉心冷却系の作動</li> <li>・ 火災の発生 など</li> </ul>
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 安全上重要な機器等の軽度な故障（技術基準に適合する場合）</li> <li>・ 管理区域内の放射性物質の軽度な漏えい</li> <li>・ 原子炉等への異物の混入 など</li> </ul>
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化</li> <li>・ 原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障</li> <li>・ 主要パラメータの緩やかな変化</li> <li>・ 人の負傷または病気の発生 など</li> </ul>
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 日常小修理 など</li> </ul>

<原子力発電所における不適合事象の是正管理>

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

\* 「不適合の定義」（JEAG4101-2000より）

本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）

不適合管理グレード分け（不適合管理委員会にて決定）

- As : 法令、安全協定に基づく報告事象  
プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 保安規定に関わる不適合事象  
定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた不適合事象  
運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な不適合事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

<注 意>

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。

電 話 : 0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで